

令和３年度第２回
札幌市障がい者施策推進審議会

会 議 録

日 時：令和４年３月２５日（金）午前１０時開会
場 所：オンライン開催（Ｚｏｏｍ使用）

1. 開 会

○事務局（干場事業計画担当係長） 開会に先立ちまして、委員の皆様にごあいさついたします。

本日は、オンラインでご出席いただいている方が多くいらっしゃいます。このため、ご発言の際には、発言者が分かるよう、挙手あるいはご発声によりお知らせいただき、司会を進行する者からお名前を呼ばれた後に発言をしていただきますようお願いいたします。

また、発言者が分かるよう、ご発言の前にご自身のお名前を名乗っていただき、発言内容が分かるようにゆっくりお話しください。

発言の中で分からない言葉がございましたら、ご遠慮なくお知らせください。

また、本日、議事録作成のため、議事録作成業者がオンライン参加をしております。議事録作成のために録音、録画させていただいておりますため、あらかじめご了承ください。

○事務局（笹谷企画調整担当課長） 本日は、大変お忙しい中をご出席いただき、誠にありがとうございます。

ただいまより、令和3年度第2回札幌市障がい者施策推進審議会を開催いたします。

私は、札幌市保健福祉局障がい福祉課企画調整担当課長の笹谷でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

なお、本日、会議時間は1時間程度を予定しておりますが、会議の進行状況によっては若干前後することも予想されます。恐れ入りますが、ご承知いただきますようお願いいたします。

◎委員紹介

○事務局（笹谷企画調整担当課長） 続きまして、本日ご出席されている委員の皆様をご紹介します。

次第の裏面に記載されております名簿の順に、ご所属、お名前を読み上げさせていただきますので、一言、ご挨拶をお願いいたします。

なお、会場からご参加の高柳委員におかれましては、着座されたままご挨拶をいただきますようお願いいたします。

まずは、成年後見センター・リーガルサポート札幌支部幹事の旦尾委員でございます。

○旦尾委員 旦尾です。よろしくお願いいたします。

○事務局（笹谷企画調整担当課長） 札幌市身体障害者福祉協会会長の浅香委員でございます。

○浅香委員 浅香です。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（笹谷企画調整担当課長） 札幌市精神障害者回復者クラブ連合会副会長の石山委員でございます。

○石山委員 石山です。よろしくお願いいたします。

○事務局（笹谷企画調整担当課長） 札幌市社会福祉協議会地域福祉部長の柏委員でござ

います。

○柏委員 柏です。よろしくお願いいたします。

○事務局（笹谷企画調整担当課長） 社会福祉法人榆の会総合施設長の加藤委員でございます。

○加藤委員 加藤です。よろしくお願いいたします。

○事務局（笹谷企画調整担当課長） 札幌公共職業安定所統括職業指導官の小木委員でございます。

○小木委員 小木でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局（笹谷企画調整担当課長） 市立札幌豊明高等支援学校校長の小山委員でございます。

○小山委員 小山です。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（笹谷企画調整担当課長） 札幌市視覚障害者福祉協会会長の近藤委員でございます。

○近藤委員 近藤でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局（笹谷企画調整担当課長） 札幌市精神障害者家族連合会会長の菅原委員でございます。

○菅原委員 菅原です。よろしくお願いいたします。

○事務局（笹谷企画調整担当課長） 札幌市民生児童委員協議会理事の高柳委員でございます。

○高柳委員 高柳です。よろしくお願いいたします。

○事務局（笹谷企画調整担当課長） 札幌市手をつなぐ育成会会長の長江委員でございます。

○長江委員 長江です。よろしくお願いいたします。

○事務局（笹谷企画調整担当課長） 社会福祉法人札幌親会理事長の中原委員でございます。

○中原委員 中原です。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（笹谷企画調整担当課長） 北海道教育大学札幌校教授の安井委員でございます。

○安井委員 安井です。よろしくお願いいたします。

○事務局（笹谷企画調整担当課長） 北海道中小企業家同友会札幌支部インクルーシブ委員会副委員長の柳川委員でございます。

○柳川委員 柳川です。よろしくお願いいたします。

○事務局（笹谷企画調整担当課長） なお、本日は、北海道難病連代表理事の増田委員、社会福祉法人札幌肢体不自由福祉会理事長の山内委員、北海道立心身障害者総合相談所所長の市川委員、札幌市中途失聴・難聴者協会会長の花田委員から、所要のため、欠席とのご連絡をいただいております。

したがいまして、本日は、14名の委員のご出席をいただいておりますことから、札幌市障がい者施策推進審議会条例第7条第2項により、出席者が委員の過半数を超えており

ますので、会議が成立しておりますことをご報告いたします。

◎事務局紹介

○事務局（笹谷企画調整担当課長）　続きまして、事務局を紹介いたします。

着座のままで失礼いたします。

札幌市保健福祉局障がい保健福祉部長の大谷でございます。

○事務局（大谷障がい保健福祉部長）　大谷でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局（笹谷企画調整担当課長）　その右隣が障がい福祉課長の木下でございます。

○事務局（木下障がい福祉課長）　木下です。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（笹谷企画調整担当課長）　自立支援担当課長の武井でございます。

○事務局（武井自立支援担当課長）　武井です。よろしくお願いいたします。

○事務局（笹谷企画調整担当課長）　その他、関係係長、職員が出席しております。どうぞよろしくお願いいたします。

◎障がい保健福祉部長挨拶

○事務局（笹谷企画調整担当課長）　それでは、開会に当たりまして、障がい保健福祉部長の大谷よりご挨拶を申し上げます。

○大谷障がい保健福祉部長　障がい保健福祉部長の大谷でございます。

会議の開催に当たりまして、一言、ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様におかれましては、本日は、年度末のお忙しい中をご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

また、日頃より、札幌市の障がい福祉行政の推進につきまして、ご理解とご協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

この審議会は、障害者基本法に基づき、札幌市の障がい者施策の総合的かつ計画的な推進について、ご審議いただくための機関でございます。

本日の会議では、障がい保健福祉部の令和4年度予算についてご報告させていただきますほか、令和4年度から新たに実施する事業として、重度障がい者等に対する通勤や職場等における支援、それから、基幹的な相談支援の拠点としての区役所の機能強化などについてご報告させていただきます。

また、後ほど事務局からもお願い申し上げますが、令和4年度は、さっぽろ障がい者プランの全面改定に向けまして、障がいのある方などの実態を把握するための調査を行う予定でございます。

調査の実施に当たりましては、委員の皆様からご意見をいただきながら進めてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、委員の皆様方におかれましては、それぞれの立場から忌憚のないご意見を頂戴できればと考えておりますので、本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

○事務局（笹谷企画調整担当課長） 大変恐縮ではございますが、大谷は、別業務のため、ここで退出させていただきます。

それでは、ここからの進行は浅香会長にお願いしたいと思います。

なお、議事に入る前に、浅香会長から一言ご挨拶をいただいた上で、引き続きご進行をいただければと思います。

浅香会長、どうぞよろしくお願いいたします。

２．議 事

○浅香会長 皆さん、おはようございます。

本日、進行を務めさせていただきます浅香と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、会議の進め方につきまして確認をさせていただきます。

冒頭に、事務局からも案内がありましたが、ご発言の際には、発言者、発言内容が分かるよう、なるべくゆっくりお話をしていただきたいと思いますと思っております。

また、発言の中で分からない言葉などがありましたら、遠慮なくお申しつけください。

それでは、議題に移りたいと思います。

議題（１）の報告事項、令和４年度予算における主要事業等についてです。

資料２に基づいて、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（湯谷事業管理係長） 障がい福祉課事業管理係長の湯谷と申します。

私から、資料２の令和４年度の障がい福祉関係予算案についてご説明いたします。

まず、札幌市の一般会計予算ですが、１兆１，６１６億円となっております。新型コロナウイルス感染症対策や経済対策などの喫緊の課題に対する予算を重点的に計上し、過去最大の予算規模となっております。

そのうち、障がい福祉の関係予算は１，０９２億円と、前年度の９９２億円から約１００億円増加しております。札幌市の一般会計予算のうち、約１０％が障がい福祉関係の予算になります。

主な増加の要因としては、例年と同様、障がい福祉サービスや障がい児通所支援の利用増などによるものとなっております。

このほか、資料にはありませんが、札幌市の一般会計予算のうち、約４０％が保健福祉費となります。

保健福祉費には、生活保護、高齢福祉、子育て支援、健康づくりなどの経費が含まれております。

次に、障がい福祉関係の事業ですが、全体ではおよそ９０件の予算事業がありますが、全てを資料に掲載できませんので、この資料では、新規事業や規模の大きな事業など４事業のみ掲載しております。

一つ目が日常生活用具給付費であり、予算額は５億２，２８０万８，０００円です。

これは、在宅の重度障がいのある方が日常生活を円滑に送られるよう、特殊寝台、ストーマ装具等の日常生活用具を給付する事業でございます。

資料に記載しておりますように、令和４年度からは、対象種目に褥瘡防止マットを追加するとともに、盲人用体重計、体温計の給付要件を緩和することとしております。

二つ目が障害福祉サービス事業所等感染症対策費であり、予算額は１億９，８００万円です。

内容としては、事業所で感染者が発生した場合などの消毒費、衛生用品購入費、人件費などの補助、いわゆるかかり増し経費の補助や入所・居住系の事業所における多床室の個室化改修経費、簡易陰圧装置及び換気設備の設置費用の一部の補助、感染症の防止、介護負担軽減等を図るためのロボット等の購入費用の補助などでございます。

三つ目が介護給付費・訓練等給付費であり、予算額は６１６億５，３７７万９，０００円と、昨年度から５０億円以上の増加となっております。

こちらは、障害者総合支援法に基づいて提供する障がい福祉サービスに係る給付費でございます。

次に、資料の裏面となりますが、四つ目の重度障がい者等就労支援費については、後ほど、直接業務を担当する職員から説明いたしますので、私からの説明は割愛させていただきます。

なお、冒頭で予算案と申し上げましたが、これらの予算については、現在、札幌市議会の定例会において審議中であり、来週３月３０日に可決された場合をもって正式に予算として成立いたします。

最後に、ご参考までに、障害者手帳をお持ちの方の人数の推移です。

身体障害者手帳の所持者数は横ばい、療育手帳と精神障害者保健福祉手帳の所持者数はこれまでと同様に増加傾向になっております。これらの手帳をお持ちの方は、延べ人数でおよそ１３万人となっております。

私からの説明は、以上でございます。

○浅香会長 それでは、ただいまの説明につきまして、各委員の皆さんからご質問などがありましたら、挙手またはリアクション等でお知らせいただければと思います。

榆の会の加藤委員、お願いします。

○加藤委員 榆の会の加藤です。

先ほど、児童の障がい福祉サービスがずっと上がり続けていて予算が大きくなっているというお話だったのですが、全体としては少子化になっているのに児童発達支援を利用するお子さんが増えているという現象を札幌市としてはどういう状況だと把握されていらっしゃるかをお伺いしたいと思います。

今すぐというのが難しければ、後ほど、何か文書の形でお答えいただいても構わないのですが、そこが明確になっているのかどうかかなのです。お子さんが減ってきて、小学校も統合されて減ってきているのですが、児童デイサービスを利用するお子さん

が増えているという状況の中で、結局、児童のときに障がい福祉サービスを利用して、では、18歳から成人期になったときに次のステージをどう用意するかということが福祉計画の中で必要になってくるのではないかと考えるわけです。ですから、その動向をつかんでいるかどうかというところで、福祉サービスを使うか、使わないかという選択で、札幌市全体で福祉サービスを利用したほうがいいという流れになっているのでしょうか。

今でなくてもいいのですけれども、その辺を聞かせていただければと思うのですが、いかがでしょうか。

○浅香会長 今のご質問につきまして、事務局から何かご回答があればお願いしたいと思います。

○事務局（武井自立支援担当課長） 自立支援担当課長の武井です。

私から回答をさせていただきます。

まず、障がい児通所支援が増加傾向にあるということでしたが、私どもも増加の傾向をもちろん把握しております。

主な原因といたしましては、やはり、医療の発達などにより、障がいをお持ちのお子さんを見つけやすくなったというところではないかと我々は考えております。子どもの人口は減っておりますが、利用者の数は間違いなく増えているということは我々も把握しております。

当然、障がいをお持ちのお子さんということで、サービスのご利用も必要と我々も認識しておりますので、この点に関しましては、今後のサービス施策が重要になると我々も認識しております。

なお、この点については、今、国でも検討を進めているところで、18歳から19歳になるときに、成人になるときに、サービスの利用が円滑になるようにというところで検討しております。

札幌市としましても、動向を注視しているところであります。

いずれにしましても、増加が見込まれると思われる部分でありますので、今後もしっかりと対応をしていきたいと考えております。

○浅香会長 加藤委員、いかがでしょうか。

○加藤委員 私のところでは、札幌市の委託を受けて障がい児通所支援のマネジメント事業をさせていただいていて、実際に事業所にお伺いしてお子さんたちの様子を見せていただくのですけれども、その中で、本当に障がいなのかどうかという子育て不安から1歳半健診ですぐ事業所につながっているという方を結構散見するのです。

その子どもたちは、本来であれば、保育園や幼稚園で受入れが可能だな、サポートが入れば一般子ども施策の中で育っていけるなと思うのですけれども、今、家族支援と発達支援が一緒になって児童発達支援にいられているという状況があるのです。今はそこがセーフティネットの部分でもあるので、虐待防止という観点では機能していると思うのですけれども、学齢が少し大きくなってきてから、一般子ども施策との連動、インクルーシブと

いった方向性も将来的には一つ計画していったって、我々みたいな施設が一般子ども施策に支援に入ってアウトリーチできるという仕組みも強化していただけると、児童発達支援がどんどん増え続けるという状況は少し緩和されていくのではないかなと思っているので、その辺で、将来的な計画として少し話題に乗っていただけるとありがたいなと思います。

○浅香会長 そのほか、いかがでしょうか。

柏委員、お願いします。

○柏委員 社協の柏です。

1点教えていただきたいのですが、2番の障害福祉サービス事業所等感染症対策費の中で、介護ロボット等の導入費用の補助とあります。私が不勉強なのか、介護保険で高齢者のものはよく聞くのですが、障がい施策における介護ロボット等の導入費用の補助の内容といえますか、札幌市の方針でも結構ですから教えていただければと思います。よろしくお願いします。

○事務局（湯谷事業管理係長） 介護ロボットの購入費用の補助ですけれども、見守り支援機器としての介護用ベッドやパワードスーツなどといったもので、令和3年度の実績から算出していまして、210万円掛ける9施設分ということで予算要求をしております。

○事務局（武井自立支援担当課長） 私から少し補足させていただきます。

介護ロボット等の導入費用の補助ですが、ロボットと言うと確かにスーツ等をイメージされる方が多いかと思いますが、こちらは新型コロナの感染症対策として導入された補助であります。

以前、高齢であったかどうかは確認しておりませんが、今回、障がいで初めて国の補助が認められたところであります。

介護ロボット等と記載しておりますが、よく言われるパワードスーツをはじめとして、例えば、センサー付きのベッドの監視システムもこちらの補助の対象となっているところ です。

令和3年度に募集を行いまして、今回、令和4年度にかけても引き続き補助できることが見通せたところであります。

○浅香会長 柏委員、よろしいでしょうか。

○柏委員 ありがとうございます。

○浅香会長 私から一つ教えていただきたいことがございます。

令和2年度の札幌市の障がい者に対する（通所）交通費助成について、令和2年度の途中から事業所や勤務先がコロナ禍の関係で休止になったりして、コロナ前に比べると60%台の交通費助成の利用率というふうにお聞きしたのです。まだ途中ではありますが、令和3年度の状況などを教えていただければありがたいなと思います。

○事務局（木下障がい福祉課長） 障がい福祉課長の木下でございます。

浅香会長からご質問をいただいた通所交通費の事業でございますが、今、正確な数字が手元にありませんので、後ほど委員の皆様方にご報告を申し上げます。

ただ、ご指摘がありましたように、令和2年度は、ご自宅にいながらにして支援を受けるといった形も含めてコロナ禍の影響がございましたので、執行が減っている状況にあり、令和3年度については、若干持ち直してきていると思います。

いずれにしても、数字につきましては、確認の上、改めてご報告申し上げますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○浅香会長 急な質問でしたけれども、どうもありがとうございました。

木下課長、次の推進審議会のときで結構ですので、追加の資料としては要りませんので、よろしくお願いいたしますと思います。

○事務局（木下障がい福祉課長） 大変恐縮です。

○浅香会長 そのほか、いかがでしょうか。

中原委員、どうぞ。

○中原委員 札幌会の中原です。

2番の障害福祉サービス事業所等感染症対策費の中で、かかり増し経費等は令和4年度も予算組みされているということでしたけれども、特例在宅支援について、例えば、自分がある菊水ワークセンターは80名を超える方が通ってきておりますけれども、約7割、60名を超える方たちは公共交通機関を利用して来ています。

昨年6月に札幌市からの文書の中で分散通所とありまして、1日置き、ラッシュの時間帯を避けるということでは何とかやってきたのですが、やはり、5月と8月に感染者が出て、グループは濃厚接触ということでお休みをいただいたところです。特例在宅支援では、基本報酬費は担保されてきているのですけれども、この辺は令和4年度になっても見ていただけるのかどうかは気になっていました。

まん延防止等重点措置が21日で解除されたということで、私の法人でも、22日からは、それまでの分散通所を一旦解除しまして、基本的な感染対策は十分注意してくださいということで取り組んできているのですけれども、また次の感染者が出るのかなという不安はあるものですから、事業所としてお聞きしたいと思っていますので、よろしくお願いいたします。

○浅香会長 事務局から、今のご質問につきまして何かございましたらお願いしたいと思います。

○事務局（武井自立支援担当課長） 私からお答えいたします。

在宅支援に係る報酬が令和4年度も認められるかどうかですが、以前は、新型コロナ感染症絡みの特例として在宅支援が認められていましたが、今は、新型コロナ絡みのことも含めて在宅支援が認められているところであります。ですから、令和4年度も引き続き対応可能であります。

○浅香会長 中原委員、よろしいでしょうか。

○中原委員 少し聞き取りづらかったのですが、令和4年度も継続してそのような対応はしていただけるという理解でよろしいでしょうか。

○事務局（武井自立支援担当課長） そのとおりです。

○中原委員 ありがとうございます。

○浅香会長 多くのご意見をありがとうございました。

また何かありましたら、最後の段階でご意見をいただければと思います。

時間の関係もございますので、次の議題に移りたいと思います。

それでは、議題（２）の報告事項の障がい福祉関連事業について、３点報告があるとのことです。

それでは、担当から、資料３から資料５により、それぞれの事業の説明をお願いいたします。

○事務局（渡辺就労・相談支援担当係長） 障がい福祉課の渡辺と申します。

私から、重度障がい者等就労支援費の内容についてご説明をしたいと思います。

資料３－１をご覧ください。

重度障がい者等就労支援費ですけれども、事業の中身としては、自営業等や民間企業で働く重度障がいの方を対象に、通勤時や職場等において重度訪問介護、同行援護、行動援護と同等の支援を実施するというような内容になっております。

資料３－１につきましては、国の資料になりますけれども、重度障がい者等に対する通勤や職場等における支援についてということで、この制度自体は令和２年１０月からスタートしております。

雇用施策と福祉施策を一体的に実施するところが特徴的な点になっておりまして、資料３－１の共通事項の四角を見ていただきたいと思いますけれども、対象者は、重度訪問介護、同行援護、行動援護の支給決定を受けている方になります。

支援体制ですけれども、重度訪問介護、同行援護、行動援護の指定を受けているサービス事業者の方が実際に支援を行う形になっております。

支援内容としましては、重度障がい者等の方が通勤や職場等において必要な支援の提供に関わる支援となっていますけれども、支援に要する費用について、雇用施策では、国の独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構というところで費用に関わる助成金を支給しますし、福祉施策では、仕事に関わる部分以外の支援について、市町村が費用を支給する形になっております。

それぞれ、雇用施策の助成金につきましても、助成率や限度額などがありますので、雇用されている方の場合ですと企業側の一部負担というのが発生しますし、福祉施策も、実際に利用した場合には、その方の収入状況によりますけれども、利用したご本人の一部負担金、利用料が発生する形になっております。

助成金の対象となる支援というのは、例えば、業務に関わるものということで、文書の作成や朗読、パソコンの機器操作、入力対象になってきます。

そのほかの直接業務に関わらない部分、例えば、姿勢の調整ですとか喀たん吸引、あるいは、お仕事中にトイレに行く場合の介助といったようなものは市町村の福祉施策で支援

する形になっております。

自営業等で働いている方につきましては、企業に雇用されているわけではありませんので、雇用施策の助成金の対象にはならないため、必要な支援について、市町村の福祉施策で費用を支給する形になっております。

事業のスキームが図になっておりますので、ご覧いただければと思います。

資料３－２をご覧ください。

こちらは、札幌市の予算の概要の資料から抜粋したものになりますけれども、真ん中の上辺りの令和４年度の査定額が実際に予算として計上されているものになります。

事業費としては、８，６００万円の予算計上をしているところでございます。

資料の真ん中下辺りの黒い四角のところになりますけれども、令和４年度につきましては、上半期にモデル実施ということで、まずは１０名程度の方を対象にしてモデル実施をしまして、その後、令和４年１０月頃をめどに本格実施というような形で進めていきたいと考えております。

この事業自体は、先ほどお話しさせていただきましたけれども、例えば、民間企業で雇用されている方の場合ですと、ご本人あるいはサービス提供事業者、企業、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構など、様々な関係者が関わってくることもあって、その辺の調整等もどのような形で進めていくかというのをモデル実施の中で整理しながら、本格実施につなげていきたいと考えております。

私からは、以上です。

○浅香会長 ただいまの説明につきまして、ご質問などがありましたら、挙手なりリアクションでお知らせいただければと思います。

近藤委員、お願いします。

○近藤委員 私は、前回か前々回のこの会議の中で、武井課長に質問させていただいたところではあったのです。それで、ほぼ１年かかって、割方、早いスピードでここまで札幌市が手を挙げてスタートされるということに対して、まずもって感謝いたしたいと思います。本当にありがとうございました。

それで、この制度で、例えば、収入の上限はないと実際に厚生労働省の方から直接伺っています。ただ、下限がありまして、収入の月額下限が５万円以上の方が対象になるというのが厚生労働省のお返事でした。

それと、あとは、かなり前になりますので、私も詳しくは覚えていないのですが、就労継続支援Ａ型は対象から外されるということも聞きました。

そもそも、就労継続支援Ｂ型で月額の収入が５万円を超えることがあれば可能なのかなのかも分かりませんが、それも細部にわたるとはいつても、申し込む時点では基本的なことだと思うので、厚労省ともう少しやり取りをされて、そういう情報開示も文書の中にうたっていただければありがたいかなと思っています。

取りあえず、スタートしてみなければ分からない制度ですから、今の段階では何とも言

えないのですけれども、本当に心からありがたく思っています。感謝です。

また何かありましたら、私からも直接担当に質問させていただくこともあろうかと思いますが、今の収入の下限のことについて分かれば、もう少し説明をいただければと思います。

○浅香会長 事務局から、お答えするようなことがあればお願いしたいと思います。

○事務局（渡辺就労・相談支援担当係長） 収入の下限の件につきましては、こちらで把握していない部分もありましたので、その点については、改めて確認をしていきたいと思っております。

今、制度実施に向けて要綱などを整備していますので、その中で、今のお話を踏まえて整理していきたいと考えております。

○近藤委員 ありがとうございます。

○浅香会長 そのほかに、ご意見、ご質問等があればお願いしたいと思います。

柏委員、どうぞ。

○柏委員 大変詳しく説明していただきまして、ありがとうございました。

教えていただきたいのですが、モデル事業を経て本格実施をされるということですが、今現在、お答えできる範囲で結構ですから、上半期といっても4月から9月まで非常に幅が広いものですから、どれぐらいの時期に開始を想定されているのかということと、モデルで10名、本格実施で22名ということですが、モデルの対象者をどのように選ばれる予定なのかの説明を追加でお願いしたいと思います。

○浅香会長 事務局、よろしくをお願いします。

○事務局（渡辺就労・相談支援担当係長） 上半期のモデル実施を始める時期ですが、できるだけ早く始めたいと思っております、4月や5月のできるだけ早い時期には始めていきたいと考えております。

それから、モデル実施の10名の方をどういうふうにするというお話だったと思うのですが、重度訪問介護、同行援護、行動援護を実施されている事業所の方に、この事業の対象になりそうな方がいますかという照会をさせていただいてまして、その中で回答をいただいている方が20人程度いらっしゃるようです。実は、行動援護の方はいらっしゃらなかったのですが、重度訪問介護の支給を受けている方、同行援護の方の中から、企業で働いている方、自営業で働いている方に、各事業所を通じてお願いしていきたいと考えております。

○柏委員 ありがとうございます。

○浅香会長 そのほか、いかがでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○浅香会長 ご意見をいろいろいただきまして、どうもありがとうございました。

ご意見がなければ、次の報告に移りたいと思います。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（武田個別支援主査） 障がい福祉課個別支援主査の武田と申します。

私から、2件報告をさせていただきたいと思います。

まず、1件目ですが、資料4に基づいてご説明させていただきます。

基幹的な相談・支援拠点としての区役所の機能強化という取組でございます。

まず、この取組を行うこととなった背景と現状についてですが、少子高齢化、人口減少の進展に伴い、支援ニーズの多様化・複雑化という背景の下に、福祉に関わる複合化した生活の困り事、制度のはざまといった案件などは、従来の縦割りの体制だけでは対応が難しくなっておりまして、業務の効率化や機能の強化が求められていたことから、このような状況に対応すべく検討をまいりました。

今回、新年度、令和4年4月よりモデル実施ということで、北区と東区の2区で保健福祉部に支援調整室というものを新設いたしまして、福祉課題を複合的に抱えていたり、制度のはざまにあって困難を抱えているような世帯について、情報集約や支援の調整等を行うことで、区保健福祉部として組織的に対応できる体制を設けることといたしました。

資料4にあるイメージ図のように、支援調整室は、図の中の青色の白抜きで書いている部分ですけれども、複合支援推進会議の事務局を担うこととなりまして、保健福祉部内の各課から寄せられた案件について、情報共有、リスク評価、支援方針や役割分担の決定といった調整を行うこととなっております。

ただし、対外的な市民対応の窓口は持たないこととなっております。

具体的な流れといたしましては、福祉的な課題を抱えた市民を発見された場合については、従来同様、窓口となって相談を受けた区役所の関係する各部署が、例えば、貧困、社会的孤立、多くの障害を持った世帯ということで、何らかの福祉的課題を同時に抱えている場合に支援調整室に情報を入れることとなります。

それを受けた支援調整室では、複合支援推進会議の調整の手段として実施していくこととなりますが、図の中で言いますと、赤色で囲んで赤字で書いている部分ですけれども、保健福祉部の各課が参加する支援調整会議というところで、個別の世帯について、情報共有やリスク評価、支援方針や役割分担などを決定することとなっております。

一方、青枠で囲って青字で書いてある総合会議におきましては、より高次の視点より定期的に進捗管理や課題共有を行うこととなります。

このようにして、これまで、各課の個別的な対応であったものを部内で横断的に案件の課題整理、支援調整を行うことで支援方針を整理しまして、組織的な対応体制を確立していくことを目的としております。

なお、新設されます支援調整室には、係長職1名、担当者1名の職員を配置し、その総括としまして、本庁の保健福祉局の総務部にも係長職1名を配置する予定となっております。

基幹的な相談・支援拠点としての区役所の機能強化について、報告は以上となります。

引き続き、私からもう一件、違う内容ですけれども、札幌市精神障がいにも対応した地

域包括ケアシステム検討会についてご説明させていただきます。

資料5をご覧ください。

この検討会につきましては、札幌市としても精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた取組を進めていくために、令和3年3月に検討会を設置したものであります。

この検討会の趣旨としましては、精神障がいの有無や程度にかかわらず、誰もが地域の一人として安心して自分らしく暮らすことができる地域づくりを進めるために、保健や医療、福祉等の精神障がい者を支援する関係者、精神障がい当事者やその家族などが一堂に会しまして、資料5のイメージ図にあるような医療機関、地域援助事業者、行政などが重層的に連携する支援体制、これをいわゆる精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムと呼んでおりますけれども、このシステムの構築に向けまして、情報を共有し、意見交換を行うことを目的に開催するものであります。

札幌市の検討会においては、医療関係者、相談支援関係者、居住支援関係者、地域福祉・高齢福祉関係者、精神障がいの当事者及びその家族、学識経験者、関係行政機関の職員など、全部で17名で構成しております。

昨年3月に設置した検討会ですが、9月21日に第1回の検討会を開催いたしました。

会長に北星学園大学の教授であります永井委員、副会長にさっぽろ香雪病院の地域連携支援室長であります尾形委員を選出いたしました。具体的な協議としては、委員の皆様事前に検討をお願いしていた各専門分野における課題等を説明していただきました。さらに、今後の検討会の進め方を協議しまして、まずは各分野の課題を洗い出し、その課題を比較検討した上で優先領域を決定いたしました。そして、国から示されているメニューがありますので、それに基づく事業について札幌市が何を行っていくべきか、それを進める手法として具体的な事例を検討しながら議論していくことといたしました。

第2回、第3回の検討会では、第1回の検討会で委員の方々から課題として多く挙げられました入院中の精神障がい者の地域生活支援、いわゆる地域移行と、アウトリーチ支援に関する事例を話し合うことで課題抽出を行って、さらに、普及啓発に関する札幌市における取組事項を参考に、普及啓発において具体的に実行できそうなことなどを踏まえた上で、今後、システムの構築に向けて展開できそうなことを次年度に向けて議論しております。第2回は先日3月17日に実施いたしました。

引き続き、第3回は、新年度が明けて4月11日に第2回の内容を継続して行うこととなっております。

札幌市精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステム検討会についての報告は、以上となります。

○浅香会長 ただいまの資料4と資料5に対してのご質問等があれば、お願いしたいと思います。

加藤委員、お願いします。

○加藤委員 資料4ですけれども、地域というか、区の保健福祉と本庁が連動して非常に大きなサポートシステムをつくられたということで、非常に評価させていただきたいところであります。すごく前進したなという思いがあります。

今、私は、厚別区の地域部会の役員をさせていただいていますが、実は、厚別区では、高齢者の地域包括支援センターの方と障がいの我々が一緒になって地域部会を展開していて、その中で困難事例を話し合って、どう解決していくかということを実際に今までやってきているのです。

この中では、自立支援協議会との絡み、それから、今までは複合的な課題は個別支援主査が各区の保健福祉課にいらっしゃったのですが、その方々は、この図の中ではどこに吸収されて、どういう動きになるのか、新しいところに今までの在り方が組み込まれているのか、全くそれは別物として動くのかという辺りでイメージが湧かなかったので、教えていただければと思いました。

○事務局（笹谷企画調整担当課長） この新しい会議は、今までのものを包含した形で進めてまいります。ですから、個別支援主査は、保健福祉課の中で今までどおり個別の動きについて行っていく予定でございます。

新しくできる支援調整室の係長たちについては、これまで以上に区内での調整に当たって進めていくということで、今回は、人口の多い北区、東区でモデル実施をしながら、具体的な区内の福祉関係機関の皆様との連携方法についても一つ一つ調整しながら進めてまいりたいと思っております。

○加藤委員 分かりました。

取りあえず、各区では今までどおりやっていきながら、また、このモデル事業で実際に課題を抽出して、今までのシステムとどう合体させていくかというところをこれから出してくださるということですね。

○事務局（笹谷企画調整担当課長） 北区、東区のモデル区の実施の内容を踏まえまして、それをいろいろとフィードバックしていきたいと思っております。今後ともよろしくお願いいたします。

○加藤委員 分かりました。

○浅香会長 そのほか、いかがでしょうか。

なければ、私から一つ、資料5の大見出しの「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」という書き方ですけれども、元を言えば、精神障がいのある方にも対応したということではないのかなと思っています。

その下の文章の4行目に、「精神障害の程度によらず」とありますが、こういう使い方だと「者」は要らないと思うのだけれども、この地域包括ケアシステムは、これまでは身体障がいや知的障がいにも対応していたけれども、これからは精神障がいにも対応しますという考えで「者」がなくなったのですか。

○事務局（武田個別支援主査） 今のご質問は、精神障がい者ではなくて、精神障がいに

もというところの「者」が抜けているというお話でしょうか。

これは、精神障がいにも対応したということになっていまして、先ほどの説明の中でもお話ししましたが、前提は、精神障がいがある、なしにかかわらず、それと、精神障がいの程度にかかわらずということになっております。今、特に、精神障がいの方は、地域で生活していくことがなかなか難しい方が多いということから、精神障がいにも対応したということで、決して精神障がいに限定したものではありません。精神障がいの有無や程度にかかわらず、誰もが地域の一員として安心して暮らせるというような趣旨の下に行っております。

ですから、精神障がいを持っている方だけでなく、いろいろな障がいがあると思えますし、精神障がいを持っていて、ほかの障がいも複合的に持っている方もいらっしゃると思いますので、そういうことも含めて、どう対応していくかということをこの検討会で検討していきたいと考えております。

○浅香会長 それでは、人ではなくて、障がい区分を拡大したという考えでよろしいですね。

○事務局（武田個別支援主査） 人ということではなくて、広く対象を包括できるようなシステムをつくっていくことを目指しております。

○浅香会長 分かりました。

そのほか、いかがでしょうか。

菅原委員、どうぞ。

○菅原委員 札家連の菅原です。

実は、今の浅香会長のご指摘は、私もそうだなと思って聞いていたのです。この精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築というお話を聞いたときに、「にも」という表現が、何か前提があって精神障がい者にもというふうになるので、何かしっくりこなかったのです。

先ほど浅香会長がご指摘したように、身体、知的には対応しているけれども、精神障がい者に対応していないサービスが何かあって、それを精神障がい者にも広げるという意味かなと最初は勘違いしてしまったのですが、私はこの検討会の委員にもなっているので、よくよく話を聞くと、どうもそうではない、高齢の介護保険などに対応しているサービスを精神障がい者にも対応していこうというような、イメージとしてはそういう形かなと理解しています。

特に、精神障がい者には、住居など独特の生きづらさがいろいろあります。ですから、地域で自立して生活していくことへの困難さにも包括的に対応していきましょうということで、いろいろなところで連携してやっていきましょうという話になったのではないかと私は理解しているのですが、それでよろしいでしょうか。

○浅香会長 事務局、いかがでしょうか。

○事務局（武田個別支援主査） 菅原委員には、この検討会にも委員として参加していた

だいていまして、いろいろとご意見を伺っているのですけれども、おっしゃるとおりで、精神障がいのある方は、ほかの障がいの方、高齢の方、健常者の方と比較しても、地域で住みづらい特有な状況があります。

その精神障がいのある方が、ほかの障がいの方、高齢の方と比較した中で遅れている部分に関して、例えば、地域で同じような状況で生活していけるようにしたいのですが、精神障がいのある方は病氣的な面もあるので、なかなか難しい特有な対応もございます。ですから、そこをクリアした上で、精神障がいのある方も、ほかの障がい、高齢の方々と同様に地域での生活していけるようなシステムをつくっていきたいという目的でやっております。

そういう意味では、これは長いので、「にも包括」と皆さんおっしゃっているのですけれども、精神障がいに限らず、にも対応したという名前がついておりますので、よろしく願いいたします。

○浅香会長 菅原委員、納得しましたか。

○菅原委員 了解です。

○浅香会長 そのほか、いかがでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○浅香会長 たくさん意見をいただきまして、本当にありがとうございます。

予定の1時間を過ぎましたので、それでは、最後の議題（3）に移りたいと思います。

その他の事項として、事務局から、2点情報提供があるとのことですので、説明をお願いいたします。

○事務局（干場事業計画担当係長） 事務局から、2点お話しさせていただきます。

1点目は、資料6の身体障害者更生相談所と知的障害者更生相談所の統合についての情報提供でございます。

既にご存じの方もいらっしゃると思いますが、西区二十四軒の身体障害者福祉センター内にございます身体障害者更生相談所と、豊平区平岸にございました知的障害者更生相談所が統合されまして、来月4月から、名称が札幌市障がい者更生相談所になります。

今回の二つの機関が統合することで、専門性の高い職員が1か所に集約され、より効果的な支援や効率的な行政運営につながるものと考えております。

続きまして、2点目は、令和4年度に実施を予定しております障がい児者実態等調査につきまして、ご協力のお願いでございます。

資料はご用意しておりませんので、このまま口頭でお話しさせていただきます。

これまで、計画を改定する前の年度に意向やニーズ把握のための実態調査を行っておりますが、令和5年度は、現在の計画、さっぽろ障がい者プラン2018の全面改定の年になりますため、来年度、令和4年度に実態調査を行う予定でございます。

既にご存じのことと思いますので、大変恐縮ではございますが、さっぽろ障がい者プランは三つの計画から構成されておりまして、その三つの計画全てが令和5年度、2023

年度で計画期間満了となります。

三つの計画のうちの一つは、障がい福祉の基本的な施策を定めております障がい者計画でございまして、これは計画期間が6年、残り二つは、障がい福祉サービスの必要量を見込む障がい福祉計画と障がい児福祉計画で、こちらは計画期間が3年になっております。

こちらの二つの福祉計画につきましては、昨年、令和3年3月末に計画を改定しております。

令和4年度に実施する実態調査につきましては、年度を明けましてから具体的な準備を進めることになります。

今回も調査から分析まで業務を委託する予定ですが、民間調査会社の知見を活用しながら、より効果的な調査を行いたいと考えております。

委員の皆様には、適宜、ご報告させていただきますが、前回調査ベースでいきますと、アンケートの実施時期は今年秋以降になろうかと思えます。

アンケート調査実施の前に本審議会にお諮りしたいと考えておりますので、引き続きお力添えくださいますよう、よろしくお願いいたします。

事務局からのご説明は、以上となります。

○浅香会長 それでは、ただいまの事務局説明に対しましてご質問などがありましたら、挙手またはリアクション等でお知らせいただければと思います。

中原委員、どうぞ。

○中原委員 今のとは違うのですけれども、今年度のワクチン接種で、去年5月ぐらいでしたか、障がいの重たい方、行動障がいのある方たちは、集団接種会場や一般の病院ではなかなかワクチン接種ができないのですということを本庁の木下課長や武井課長にご相談させていただいて、1回目、2回目は、入所施設、グループホーム等で巡回接種を実施していただきました。本当にありがとうございました。

今年に入って、今度は通所系が巡回接種の対象になったということで、私の法人でも、3月に入ってから、1回60名という枠はあったのですけれども、接種を希望する方たちがモデルナ社のワクチンを接種できました。職員に副反応が出た方も結構いたのですけれども、接種が進んだというところでは本当にお礼を申し上げたいと思っています。

それから、抗原検査キット等も、今年に入ってから事業所にいろいろと届けていただきまして、ありがとうございました。

1点、感染者が出ますと、事業所の中で濃厚接触者が出てきますよね。国では、いわゆるエッセンシャルワーカーの待機の期間が5日となっているのですけれども、どうも障がいのところは、エッセンシャルワーカーとしての押さえではありませんということで、この2月、3月は10日程度ということで来ているのです。

今、国でも濃厚接触者の考え方が少しずつ変わってきているのですけれども、押さえとしてはどうなのかなということを最後にお聞きしたいと思いました。

今日は、いろいろとどうもありがとうございました。

○浅香会長 事務局、何か分かる点があれば教えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○事務局（武井自立支援担当課長） 私からお答えさせていただきます。

エッセンシャルワーカーの濃厚接触者の待機期間が5日になるのかどうかというご質問だったかと思います。

介護職員として障がい福祉サービス事業所で働く方は、エッセンシャルワーカーとなりますので、5日間の待機で復帰が可能かと思えます。それに向けて検査は必要になりますが、エッセンシャルワーカーに含まれると考えております。

○中原委員 そういうことは、事業所の判断によって期間を少し延ばすという裁量はあるかと思うのですが、エッセンシャルワーカーという押さえ方でよろしいということですね。

○事務局（武井自立支援担当課長） そのとおりです。

○中原委員 ありがとうございます。

○浅香会長 本日は、委員の皆様方から様々なご意見をいただきまして、本当にありがとうございました。

本日、予定しておりました議題は全て終了いたしました。全体を通しまして、皆さんから、何かご質問、ご意見があれば承りたいと思います。

（「なし」と発言する者あり）

○浅香会長 事務局、手を挙げている人はおりませんか。再度、確認をお願いします。

○事務局（干場事業計画担当係長） いらっしゃらないです。

○浅香会長 それでは、これをもちまして、本日の審議会を終了させていただきます。

時間が10分ほどオーバーしましたが、限られた時間で活発なご意見等を賜り、また、円滑な議事進行へご協力をいただきまして、本当にありがとうございました。

それでは、事務局へ進行をお返しいたします。

3. 閉 会

○事務局（笹谷企画調整担当課長） 浅香会長、円滑なご進行をいただき、ありがとうございました。

また、委員の皆様には、熱心にご議論いただきまして、本当にありがとうございました。

それでは、これをもちまして令和3年度第2回札幌市障がい者施策推進審議会を終了させていただきます。本日は、本当にお疲れさまでした。

以 上